

令和七年九月 青森県議会第三百二十三回定例会会議録 第七号

令和七年十月六日（月）議事日程 第七日

午後一時開議

第一、各常任委員長報告

第二、各常任委員長報告に対する質疑

第三、議案第一号から議案第十六号まで、議案第十九号及び議案第二

十号並びに請願に対する討論、採決

第四、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決

第五、発議第七号及び発議第八号は、提案理由説明、質疑、委員会付

託及び討論はいずれも省略し採決

第六、議員派遣採決

本日の会議に付した事件

第一、各常任委員長報告

第二、各常任委員長報告に対する質疑

第三、議案第一号から議案第十六号まで、議案第十九号及び議案第二

十号並びに請願に対する討論、採決

第四、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決

第五、発議第七号及び発議第八号は、提案理由説明、質疑、委員会付

託及び討論はいずれも省略し採決

第六、議員派遣採決

午後一時開議

出席議員 四十八名

議長 藤 慎 康

一	番	工 藤 慎 康	二	番	工 藤 貴 弘
三	番	井 本 貴 之	四	番	工 藤 悠 平
五	番	小 笠 原 大 佑	六	番	夏 堀 嘉 一 郎
七	番	大 澤 祥 宏	八	番	北 向 由 樹
九	番	大 平 陽 子	十	番	齊 藤 孝 昭
十一	番	夏 坂 修	十二	番	後 藤 清 安
十三	番	吉 田 ゆ かり	十四	番	大 澤 敏 彦
十五	番	成 田 陽 光	十六	番	福 士 直 治
十七	番	大 崎 光 明	十八	番	木 明 和 人
十九	番	和 田 寛 司	二十	番	小 比 類 卷 正 規
二十一	番	菊 池 勲	二十二	番	高 畑 紀 子
二十三	番	鶴 賀 谷 貴	二十四	番	田 端 深 雪
二十五	番	吉 俣 洋	二十六	番	谷 川 政 人
二十七	番	花 田 栄 介	二十八	番	齊 藤 爾
二十九	番	寺 田 達 也	三十	番	蛭 沢 正 勝
三十一	番	高 橋 修 一	三十二	番	夏 堀 浩 一
三十三	番	櫛 引 ユ キ 子	三十四	番	今 博
三十五	番	川 村 悟	三十六	番	安 藤 晴 美
三十七	番	山 谷 清 文	三十八	番	丸 井 裕
三十九	番	山 田 知	四十	番	三 橋 一 三
四十一	番	工 藤 兼 光	四十二	番	森 内 之 保 留
四十三	番	清 水 悦 郎	四十四	番	阿 部 広 悦
四十五	番	田 中 順 造	四十六	番	田 名 部 定 男
四十七	番	伊 吹 信 一	四十八	番	鹿 内 博

出席事務局職員

局長	工藤 康成	次長	伊藤 敏文
議事課長	角田 正人	副参事	鳴海 康
総括主幹	下村 恭子	総括主幹専門員	中野 弥寿喜
主幹	山口 友一	主査	中畑 祥将

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	宮下 宗一郎
副知事	小谷 知也
副知事	奥田 忠雄
総務部長	澤 純市
財務部長	千葉 雄文
総合政策部長	後村 文子
こども家庭部長	若松 伸一
交通・地域社会部長	舩木 久義
環境エネルギー部長	豊島 信幸
健康医療福祉部長	守川 義信
経済産業部長	上沢 謙一
観光交流推進部長	齋藤 直樹
農林水産部長	成田 澄人
県土整備部長	新屋 孝文
危機管理局长	築田 潮
国スポ・障スポ局長	出崎 和夫
会計管理者	小坂 秀滋
病院事業管理者	大山 力
教育長	風張 知子
公安委員長	横町 俊明
	病院局長 田口 晋
	教育次長 早野 英明

警察本部長 安田 貴司 警務部長 中村 誠
監査委員 佐々木 知彦 監査委員事務局長 松田 大
人事委員長 奥崎 栄一 人事委員会事務局長 工藤 正明
選挙管理委員長 鶴岡 真治 選挙管理委員会事務局長 平尾 悠樹

○議長（工藤慎康） ただいまより会議を開きます。

◎議長 報告

○議長（工藤慎康） 日程に先立ち、報告事項を申し上げます。

十月一日開催の決算特別委員会において正副委員長の互選を行った結果、委員長に蛭沢正勝議員が、副委員長に大崎光明議員がそれぞれ当選したので、報告いたします。

日程に入ります。

◎委員会審査報告

○議長（工藤慎康） 各委員長から委員会審査報告書及び請願審査報告書が提出されましたので、電子情報処理組織を使用して配付しております。

令和7年10月2日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

総務政策ことも委員会
委員長 清水 悦 郎

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年7月18日
審査案件	特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びことにも関する施策の総合調整について）
審査年月日	令和7年8月21日
審査案件	特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びことにも関する施策の総合調整について）
審査年月日	令和7年9月16日
審査案件	特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びことにも関する施策の総合調整について）
審査年月日	令和7年10月2日
審査案件	議案6件 請願1件 所管事項
審査結果	議案 原案可決6件 請願 不採択1件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びことにも関する施策の総合調整について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年10月2日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

環境厚生委員会
委員長 谷 川 政 人

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年7月18日
審査案件	特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）
審査年月日	令和7年8月21日
審査案件	特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）
審査年月日	令和7年9月16日
審査案件	特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）
審査年月日	令和7年10月2日
審査案件	議案3件 請願2件 所管事項
審査結果	議案 原案可決3件 請願 不採択2件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年10月2日

青森県議会議長 工藤 慎康 殿

農林水産委員会委員長 和田 寛 司

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年7月18日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和7年8月21日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和7年9月16日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和7年10月2日
審査案件	議案3件 所管事項
審査結果	議案 原案可決3件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）について閉会中もお継続審査を要するものと決定した。

令和7年10月2日

青森県議会議長 工藤 慎康 殿

経済交通観光委員会
委員長 菊池

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年7月18日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和7年8月21日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和7年9月16日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和7年10月2日
審査案件	議案1件 所管事項
審査結果	議案 原案可決1件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）について閉会中もお継続審査を要するものと決定した。

令和7年10月2日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

文教公安委員会
委員長 成 田 陽 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年7月18日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和7年8月21日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和7年9月16日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和7年10月2日
審査案件	議案2件 所管事項
審査結果	議案 原案可決2件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年10月2日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

建設危機管理委員会
委員長 櫛引 ユキ子

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年7月18日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）
審査年月日	令和7年8月21日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）
審査年月日	令和7年9月16日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）
審査年月日	令和7年10月2日
審査案件	議案6件 所管事項
審査結果	議案 原案可決6件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

◎ 各 委 員 長 報 告

○議長（工藤慎康） 議案第一号から議案第十六号まで、議案第十九号及び議案第二十号並びに請願を一括議題とし、各委員長の報告を行います。

総務政策こども委員会委員長、四十三番清水悦郎議員の登壇を求めます。——清水議員。

○総務政策こども委員会委員長（清水悦郎） 総務政策こども委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る二日に開催し、本会議より付託されました議案六件及び請願一件について審査の結果、議案第七号及び議案第九号は多数をもって、その他の議案についてはいずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「今回の旅費制度の見直しにより、旅費の支給額を定額支給から実費支給に改める理由について伺いたい」との質疑に対し、「現行の職員の旅費制度は、交通費や宿泊費の証拠書類の確保の困難さや旅費の支給事務の簡素化等の理由から、多くの旅費種目について標準的な実費額を基礎とした定額を支給することとしている。しかしながら、旅費は旅行中に支出した実費額を弁償することが望ましいものであります。近年の海外の宿泊料金の変動、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関料金体系の多様化、デジタル化の進展といった経済・社会情勢の変化を踏まえ、国においては、国家公務員に係る旅費制度について広く見直しが行われた。その見直しの中で、複数の旅費種目において、法定額と実勢価格との乖離の解消のため、実費支給を原則とする改正が行われており、本県においても、基本的に国の考え方に従うこととしている」との答弁があ

りました。

このほか、

一つ、あおもり米子育て応援事業費の支援対象を子育て世帯とした理由について

一つ、太陽光発電設備の設置場所を選定した経緯について等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

また、請願の審査については、委員会報告第一号のとおりであります。以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

令和7年10月2日

青森県議会議長 工藤 慎 殿

総務政策こども委員会
委員長 清水 悦 郎

請願審査報告書

本委員会は付託された請願について審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第93条第1項の規定により報告する。

記

請 願

受理番号第2号	令和7年9月18日受理
件 名	「再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)をもとめる意見書」を国へ提出
提 出 者	青森市堤町二丁目3-11 日本国民救援会青森県本部 会長 横山 慶一 鹿内、安藤、古俣、小笠原、田端各議員 (不採択)
紹介議員	
審査概要	「趣旨を了として採択とすべき。」との意見と、「再審制度の規律の在り方については、確定判決による法的安定性の要請と個々の事件における是正の必要性の双方を考慮しつつ、様々な観点から慎重かつ丁寧に検討する必要があると考えられ、現在、国の法制審議会において調査審議が行われているところであり、まずは、その状況を見守るべき。」との意見があり、可否同数のため委員長裁決により、不採択と決定。

○議長(工藤慎康) 環境厚生委員会委員長、二十六番谷川政人議員の登壇を求めます。――谷川議員。

○環境厚生委員会委員長(谷川政人) 環境厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る二日開催し、本会議より付託されました議案三件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業の取組について、本事業のこれまでの取組と実績について伺いたい」との質疑に対し、「県民の健康と福祉を保持、増進させる上で、必要な医療施設や福祉施設においては、サービスの対価が診療報酬や介護報酬等で定められており、事業者が独自に価格を設定することはできないため、昨今の物価高騰の影響をより強く受けやすいものと認識している。こういった状況を踏まえて、県では令和四年度以降、補正予算を計上し、これらの事業者に対する昨今の光熱費や食材料費の高騰に係る支援として、医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業を実施してきた。支援実績は、令和四年度は六千四百四十三施設に対し約十三億七千万円、令和五年度は六千六百七十三施設に対し約十四億円、令和六年度は二千八百九十九施設に対し約三億一千万円、今年度は、昨年度の補正予算を繰り越し、五月から七月に七千四百施設に対し約六億七千万円を支援したところである」との答弁がありました。

このほか、県立中央病院における造血幹細胞測定装置の更新の理由及び経費の財源について等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

また、請願の審査結果については、委員会報告第二号のとおりであります。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

令和7年10月2日

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

環境厚生委員会
委員長 谷 川 政 人

請願審査報告書

本委員会は付託された請願について審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第93条第1項の規定により報告する。

記

請 願

受理番号第3号	令和7年9月24日受理
件 名	地域の医師不足解消に関する請願書
提 出 者	青森市安方1丁目11-6 青森県民主医療機関連合会 会長 田代 実 鹿内、安藤、吉保、田端各議員 (不採択)
紹介議員 審査概要	「趣旨を了として採択とすべき。」との意見と、「自由民主党として、医師確保や医師の地域偏在の解消に向けた施策の実施を求める意見書を提出しているが、医師偏在指標の格差を縮小するための施策を講ずるよう求める内容となっており、本請願とは趣旨が異なるものであることから、本請願については、不採択とすることが望ましい。」との意見があり、採決の結果、不採択と決定。
受理番号第4号	令和7年9月24日受理
件 名	地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書
提 出 者	弘前市大字野田二丁目2番地1 津軽保健生活協同組合 理事長 伊藤 真弘 鹿内、安藤、吉保、田端各議員 (不採択)

「趣旨を了として採択とすべき。」との意見と、「必要な財源の確保については、既存の予算を削減するか、新たな負担増が伴うことから、本請願は現実的ではない。」との意見があり、採決の結果、不採択と決定。

○議長（工藤慎康） 農林水産委員会委員長、十九番和田寛司議員の登壇を求めます。——和田議員。

○農林水産委員会委員長（和田寛司） 農林水産委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る二日開催し、本会議より付託されました議案三件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「県営土場川地区経営体育成基盤整備事業土場川県道第三百五号工事の内容について伺いたい」との質疑に対し、「本工事の対象である甲田揚排水機場は、水田のかんがい排水機能と洪水時の防災機能を併せ持つ施設であり、昭和六十三年に供用を開始してから三十年以上が経過し、老朽化による不具合が発生しているため、国の補助事業を活用して、更新整備を行うものである。本工事では、機場に設置されている四台の揚排水ポンプや電気設備などを稼働しながら順次更新することとしており、複数年度で施工を要することから、五年間の債務負担行為を設定し、令和十一年度までの工期で施工する計画としている」との答弁がありました。

このほか、漁業用燃油価格等高騰対策緊急支援事業費補助を実施することとした経緯について等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 経済交通観光委員会委員長、二十一番菊池勲議員の登壇を求めます。——菊池議員。

○経済交通観光委員会委員長（菊池 勲） 経済交通観光委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る二日開催し、本会議より付託されました議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第二号）案」中所管分について、

審査の結果、満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「中小企業等グリーン・トランスフォーメーション推進事業の概要について伺いたい」との質疑に対し、「本事業は、県内事業者のエネルギーコスト削減による経営基盤の強化と二酸化炭素排出量削減による脱炭素化の両立による成長、発展のため、自家消費型太陽光発電設備等の設置費用の一部を補助することにより、導入を促進するものである」との答弁がありました。

次に、「中小企業等グリーン・トランスフォーメーション推進事業の実施スケジュールについて伺いたい」との質疑に対し、「本事業は、九月補正予算成立後、速やかに補助金交付要綱を制定するとともに、県内事業者に対する周知を開始する。その後、十月中旬から十一月中旬まで一か月程度を公募期間とする予定である。なお、事業実施期間は来年二月までとし、事業完了後、順次補助金を交付する」との答弁がありました。

このほか

一つ、青森市屋内グラウンド移転整備調査の委託事業者の選定方法について

一つ、青森市屋内グラウンド移転整備調査に要する経費の算定について等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 文教公安委員会委員長、十五番成田陽光議員の登壇を求めます。——成田議員。

○文教公安委員会委員長（成田陽光） 文教公安委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る二日に開催し、本会議より付託されました議案二件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「下北地区統合校舎等建築事業において、既存校舎のリニューアル改修に当たり、バリアフリー化についてどのように取り組んでいくのか伺いたい」との質疑に対し、「学校施設は生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所となることなど重要な役割を担っている。このため、既存校舎については、これまで段差解消のためのスロープを設置するなどしているが、リニューアル改修においては、さらに車椅子使用者等への対応として、エレベーターの設置を予定するなどバリアフリー化に配慮することとしている」との答弁がありました。

このほか、下北地区統合校の開校に向けた準備状況について質疑があり、答弁がございました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 建設危機管理委員会委員長、三十三番櫛引ユキ子議員の登壇を求めます。——櫛引議員。

○建設危機管理委員会委員長（櫛引ユキ子） 建設危機管理委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る二日開催し、本会議より付託されました議案六件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「青森県道路法施行条例の一部を改正する条例案の改正の概要について伺いたい」との質疑に対し、「災害時に電柱の倒壊、倒木などが発生し、道路の交通が阻害され、道路啓開作業の長期化や災害復旧活動の支障が生じていたことから、民地であっても、道路管理者が指定した沿道の区域内に工作物などを設置する際には届出を義務づけ、設置場所の変

更などの必要な措置を勧告できる制度が、道路法の改正により創設されました。今般、制度の導入に向けて、国と共に進めてきた準備が整ったことから、道路の損害や交通に危険を及ぼす場合に、県が電柱などの管理者に対して防止措置を命ずることができる沿道区域を指定する基準や、電柱などを新設する際に届出が義務づけられる届出対象区域の指定の公示内容などを定めるため、青森県道路法施行条例を改正するものである」との答弁がありました。

このほか、防災ヘリコプターの従来の空中消火資機材に加えて整備する自立式消火バケットの活用について等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

◎ 各委員長報告に対する質疑

○議長（工藤慎康） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 質疑なしと認めます。

◎ 討 論

○議長（工藤慎康） これより討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

一部反対討論、二十五番吉俣洋議員の登壇を許可いたします。——吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 日本共産党県議団を代表し、一部反対討論を行います。

議案十八件のうち三件に反対し、それ以外は賛成、同意します。

反対理由を述べます。議案第七号「青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」及び議案第九号「青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案」は、いずれも二〇二三年六月改定のいわゆるマイナンバー法によって新設された準法定事務に、私立学校の負担軽減の事務などの根拠ができたため、当該事務の規定を条例から外すものです。

そもそもマイナンバー制度は、制度発足以来、社会保障、税、災害対策の三分野に使用を限定し、利用する事務、情報連携も法律で規定されてきました。プライバシー侵害のリスクが避けられないためです。ところが、二三年の法改定で、この三分野の限定が外れ、法定事務に準ずる事務という形で、マイナンバーの情報連携の拡大が省令によって可能となりました。

今回の条例改正の提案は、その具体化の一つであり、プライバシー侵害の拡大につながることを懸念し、反対します。

次に、議案第三号「令和七年度青森県病院事業会計補正予算（第一号）案」についてです。

予算段階で予算がついていなかった共同経営・統合新病院の科目に必要予算を計上するものです。我が党は今年度予算の議決の際、特に場所の選定をめぐって慎重さを求めましたが、この点の改善が判断できないことに加え、サンドームの移転については、現時点においても、県と市の負担割合が明確になっておらず、県の財政負担の規模、内容が不透明であること、若葉養護学校についての明確な方針がないことなど、統合新病院を新設するに伴って、当然発生する課題が未整理のまま推移していることは重大と考え、この補正予算に反対します。

議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第二号）案」について意見を述べます。

このうち、原子力・エネルギー対策県民会議については、委員数を減

らし、公募をなくすことなどによって、原子力施設の安全性の客観的かつ県民目線での検証が従来以上に薄まることを心配しますが、予算案の全体は物価高騰対策などが中心で、県民生活の支援に一步でも二歩でもつながる点を判断し、賛成します。

このうち、ホタテ対策に絞って一言述べます。質疑の際、今年のへい死状況の広がり的一端を紹介しました。今年が駄目ならホタテを諦めるという漁業者が少なくないもとで、事態は深刻です。陸奥湾ホタテ養殖が支えているのは、湾内の漁業者の生活だけではありません。加工業者や流通販売など、広範な地域経済を支える大切な産業です。陸奥湾全域に視野を広げて条件を見いだし、従来の発想を超えた対策をもって養殖ホタテを持続可能な産業とするため、これまで以上の御尽力をお願いします。

最後に、請願三件に賛成する立場から意見を述べます。請願受理番号第二号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）」をもとめる意見書を国へ提出することを求める請願書」について。

誤審により無実を訴える人を救済する最後のとりでが裁判をやり直す再審です。しかし、それは開かずの扉と言われるほどハードルが高く、制度見直しは長年の懸念でした。その必要性は、昨年十月、死刑囚だった袴田巖さんの無罪が再審で確定したことにより明らかです。証拠資料の開示などを求める本請願の趣旨は当然のことと考えます。

請願受理番号第三号「地域の医師不足解消に関する請願書」及び請願受理番号第四号「地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書」について述べます。

私は、これらの請願が、次の二つの面で崖っぷちに追いやられている地域医療の現場から出されていることを重く受け止めるべきと考えます。

一つは、診療報酬が絞り込まれ、あなたの隣の病院が明日なくなるかもしれないと言われるところまで、病院、診療所の経営危機が広がって

いることです。診療報酬が物価高騰や人件費の上昇に追いついていないという点については、県もその認識を繰り返して述べています。国も、物価高騰分の一部に充てる支援金を繰り返し出してきました。ただ、本来は二〇二四年の診療報酬改定の時点で、物価高騰と人件費上昇を盛り込むべきでした。診療報酬の引上げなど社会保障の拡充は絶対に必要です。

もう一つが、医師不足です。本県の医師不足は、医師偏在という現象になって現れてはいますが、根本的には全国的な医師不足がもたらしているものです。それは、本請願が書くように、医師多数県の知事ですら、中山間地域や離島などでは医師確保が難しいとして、医学部定数削減に反対し、現在の医師偏在指標を地域事情に見合ったものに修正することを求めていることから明らかです。本県の医師不足の解消は、臨時定員地域枠を医師多数県から医師少数県に振り分けるといような医師偏在対策の枠内では不可能です。医師需給推計を見直し、医師増に踏み出すことを避けては、医療危機は乗り越えられません。

経営危機も、医師不足も、医療機関の自助努力では解決しない段階まで至っています。日夜を分かたず命と健康を守る現場の業務をこなしながら、こうした事態に直面している医療現場から、このままでは地域の医療提供体制が崩壊し、住民の命と健康が脅かされる事態となりかねないと言われていることを重く受け止め、力を合わせ地域医療を守る意思を示すことは、本議会にとって重要な責務と考えます。

全ての請願が採択されるべきであることを述べ、一部反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤慎康） 賛成討論、十四番大澤敏彦議員の登壇を許可いたします。——大澤議員。

○十四番（大澤敏彦） 自由民主党の大澤敏彦でございます。

賛成討論を行います。

本定例会に提出され、本日採決に付されますのは、議案第一号から議

案第四号までの補正予算案四件、議案第五号から議案第十一号までの条例案七件、議案第十二号から議案第十六号、議案第十九号及び議案第二十号の単行議案七件であり、その全てに賛成するものであります。

これらのうち、議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第二号）案」について見解を申し上げます。

今回の補正予算は物価高への対応のほか、産業基盤等の強化、教育環境の充実等に取り組む内容になっております。

まず、米価高騰への対応として、十八歳以下の子供のいる家庭に対し、電子クーポン等を提供することとしております。食べ盛りの子供を育てる家庭では、特に食費負担の影響を大きく受けています。必要とする各家庭に支援が速やかに届くように迅速な執行をお願いいたします。

また、事業者等への物価高対策として、医療・福祉施設、酒造、酪農経営者、漁業者、林業用苗木生産者等、物価高騰の影響を特に大きく受ける事業者へのきめ細やかな支援が計上されていきます。これらの支援もまた迅速な執行をお願いいたします。

このほか、リンゴ産業やホタテ産業の基盤の充実、強化に向けた取組が計上されています。本県の一次産業を牽引してきた両産業が今災害級の課題に直面しています。県には引き続き生産者の方々の声を真摯に受け止め、将来にわたって経営が維持され、産業として発展していけるよう御尽力をお願いいたします。

続いて、議案第六号「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」について見解を申し上げます。

国の改正に準じ、実費支給方式の導入に加え、宿泊手当や包括宿泊費の新設など、旅費の手続は大幅に変わることとなります。全ての県職員や我々県議会議員に影響がありますが、制度の理解不足による誤請求や誤支給等が生じないように、新制度の運用に当たっては、分かりやすく丁寧な説明に意を用いてくださるようお願いいたします。

最後に、本議会においては、青森県立高等学校魅力づくり推進計画基

本方針（案）についても多く議論が交わされました。本県における高等学校教育を取り巻く環境は大きく変化しております。基本方針の策定や、その後の実施計画の策定に向けては、真に子供たちのための計画となるよう、本会議での議論のほか、各地区の懇談会、パブリックコメント等の県民の意見をしっかりと踏まえていただくようお願いいたします。我々県議会としても引き続きしっかりと議論をしていきたいと思っております。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（工藤慎康） 一部反対討論、四十八番鹿内博議員の登壇を許可いたします。――鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 無所属、鹿内ですが、一部反対討論を行います。

反対の議案は、第一号、第三号で、他の議案は賛成であります。

第一号は、一般会計補正予算案、第二号案であります。物価高騰対策は賛成ですが、三つの事業に反対で、その一つは原子力・エネルギー対策県民会議の設置であります。

県の資料には、県民会議は、原子力施設の操業を見据え、様々な課題について幅広い意見を聞き、県民の目線に立った適切な対応を行うことを目指すとあります。そうであれば、これまでの三村県政から続いてきた原子力政策懇話会のメンバー数の二十五名から、半数以下の十二名以内に減らすのは矛盾します。さらに、関係団体からは、従来は代表で今度は推薦だから、団体以外からも選任できると答弁がありました。その人数の七名は変わりません。公募制を廃止するために一般県民の三名がゼロになり、これでは幅広い意見も、県民目線も以前より少なくなり、大改革どころか大後退であります。公募制は、知事が掲げる県民との対話の要になるもので、県民対話集会は県民の自発性、自主性、自律性によって各団体が応募し、県民参加の県政の柱の一つであることを考えれば、公募制は続けるべきであります。

県は重要案件について県民説明会等の開催で県民の声を聞く機会があると答弁しましたが、いつ開催されるか、しかも、テーマが限られた県民説明会と、常設で年に数回、知事だけではなく、国、事業者も出席する県民会議は全く異なるもので、県の答弁は詭弁と言わざるを得ません。

また、テーマの選定について、去る七月七日に知事に報告のあったむつ中間貯蔵施設の中長期計画を、検討するではなく、対象にすると明言すべきであります。同計画は知事だけでなく、県議会議員からも要望があり、本来であれば、懇話会の任期中の十月十三日以前に懇話会を開くべきで、また、県議会にも本定例会初日に知事から行政報告をされ、県議会の意見を聞かなければならない重要事項で、テーマにするのは当然ではないでしょうか。

さらに、今年度から、これまでの検証チームを廃止したことではありません。検証チームは、三村前知事が就任間もなく、検証室として企画政策部に設置し、その後、危機管理局に検証チームとして移り、懇話会の事務を担い、検証と県民の声を聞くことを一体で行い、知事が政策判断する際に重要な役割を果たしてまいりました。今後、原子力施設の操業が見込まれることから、県独自に国と事業者の計画や説明をチェック検討すべきで、そのための検証組織と県民会議の役割は一層重要になり、県答弁の日常的な検証とは、誰がいつどのような手法で何を検証するものでありましようか。

木村知事時代の原子力政策青森賢人会議は、知事直轄の政策推進室に、また、三村知事時代の原子力政策懇話会は企画政策部と、原子力立地対策課でもなければ、原子力安全対策課でもない、第三者的立場の部局が担ってきたと記憶をしています。今回、県民会議の事務を従来の危機管理局から原子力推進の環境エネルギー部に変更することも、検証チームの廃止と連動しているように思え、看過できません。

その二は、下北地区統合校舎建築事業費であります、今補正予算

は、今年三月に統合校舎建築事業の入札が中止になったために、校舎整備の内容とスケジュールを大幅に変更しようとするものであります。入札が中止になったのは、工事発注時期が遅いため、工事期間が二十一月と県立盲・聾学校の二十四か月より三か月短く、しかも、工期が開校直前の令和九年三月末で、冬期間に工事の仕上げ段階を迎えるような極めてタイトなスケジュールが、参加希望者がない最大の要因と考えます。

県教委と県の基本計画、あるいは基本設計、実施設計等の令和九年四月開校に間に合わせるために無理なスケジュールを進めてきたからと考えます。住民説明会では、統合白紙撤回の声が相次いだことを考えれば、今議論している県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針(案)を先取りし、学校規模にこだわらず、地域に根差し、学びたい学科、行きたい学校の実現に向けて、大湊高校とむつ工業高校を統合せず存続させるべきと考えます。

その三は、青森市屋内グラウンド整備事業であります。令和六年九月十六日に統合新病院の整備場所に関し、知事と青森市長が浜田中央公園・県営スケート場周辺を整備候補地とすることで合意し、それに伴い、サンドームを含む市有施設の移転や整備等の費用について、県が市に協力する等が確認をされています。

しかし、知事は、なぜ青森市長に協力することを約束したのでありましようか。整備場所の県営スケート場周辺については、昨年六月十四日に知事が青森市長に提案をし、青森市長は六月二十五日に同意できない旨を伝え、その後、様々な経緯があり、九月十六日に至りました。仮に市がスケート場周辺に賛同する条件として、サンドーム等の市有施設の移転整備等の費用を県が協力すると約束をしたとすれば、まさに本末転倒で、この点に関して知事は詳細に協力する理由を説明すべきであります。

このたびの質疑において、県が協力する屋内グラウンドや、駐車場等

の施設の内容、そしてまた費用の内容、それぞれの上限等については、今後、県と市とで協力するとし、詳細の説明がなかったのでありますが、これらの内容は、本来九月十六日時点で合意文書や、あるいは覚書等の文書で確認すべきことで、それらが無い、そして根拠の曖昧な本事業を私は認めることはできません。

次に、議案第三号は、青森県病院事業会計補正予算案であり、本年三月に策定をされた統合新病院に係る基本計画に関するものであります。同計画には賛成できませんので反対であります。まず、浜田中央公園に統合新病院の施設は整備をできず、新病院の敷地面積は現在の県立中央病院敷地とほぼ同じです。しかし、実質的には現在の県立中央病院は、旧青森商業高校のグラウンドを職員の駐車場とドクターヘリのヘリポート用地として利用していますから、その分、新病院用地は現在の県立中央病院の利用土地面積よりも狭くなります。

次に、県営スケート場と青森市のサンドームの解体・移転費用が必要になり、しかも、東側市道拡幅のために用地買収が必要となります。さらに、地域住民から指摘がある交通渋滞、日照問題、ドクターヘリ等の騒音や地盤沈下の不安、大規模災害等の自衛隊や防災ヘリの発着場の確保対策等の課題についても、いまだに解決策は示されておりません。

また、知事は六月定例会で、ボールパークとスケート場を一体として安田地区の旧運動公園を整備候補地にすることを明言されましたが、それがもし可能であるならば、なぜ統合新病院の整備候補地から安田地域を除外したのであるでしょうか。私が再三提起してきた用地買収が必要となる中央インターチェンジ南側の民有地も、浜田地区の歩道拡幅のための用地買収やスケート場とサンドームの移転整備費用を比較検討すべきであります。スケート場周辺一帯ありきの検討不十分な基本計画には賛同起立できないことを申し上げ、一部反対討論とし、私の討論を終わります。ありがとうございます。

○議長（工藤慎康） これをもって討論を終わります。

◎ 議 案 採 決

○議長（工藤慎康） これより議案の採決をいたします。

議案第十九号、本件に同意することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立総員であります。よって、本件は同意されました。

議案第二十号、本件に同意することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立総員であります。よって、本件は同意されました。

議案第三号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第七号及び議案第九号、以上二件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第二号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第一号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を

願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第四号から議案第六号まで、議案第八号及び議案第十号から議案第十六号まで、以上十一件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

◎ 請 願 採 決

○議長（工藤慎康） 次に、請願の採決をいたします。

請願受理番号第二号、本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は所管委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

請願受理番号第三号、本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は所管委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

請願受理番号第四号、本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は所管委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方は御起立

をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

◎ 特定付託案件閉会中の継続審査採決

○議長（工藤慎康） 次に、お諮りいたします。委員会審査報告書中、特定付託案件について閉会中の継続審査の申出があります。これを継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 発 議 案 上 程

○議長（工藤慎康） 発議案が提出されましたので、電子情報処理組織を使用して配付しております。

発議第七号及び発議第八号を一括議題といたします。

医師確保や医師の地域偏在の解消に向けた施策の実施を求める意見書

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年10月6日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田 中 順 造	阿 部 広 悦	清 水 悦 郎	森 内 之保留
工 藤 兼 光	三 橋 一 三	山 田 知 丸	井 裕 裕
山 谷 清 文	榑 引 ムキ子	夏 堀 浩 一	工 藤 慎 康
高 橋 修 一	蛭 沢 正 勝	寺 田 達 也	齊 藤 爾
花 田 栄 介	谷 川 政 人	菊 池 勲	小比類巻 正規
和 田 寛 司	木 明 和 人	大 崎 光 明	福 士 直 治
成 田 陽 光	大 澤 敏 彦	工 藤 悠 平	井 本 貴 之
工 藤 貴 弘	田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴
高 畑 紀 子	夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	川 村 悟
齐 藤 孝 昭	大 平 陽 子	北 向 由 樹	大 澤 祥 宏
安 藤 晴 美	吉 俣 洋	田 端 深 雪	伊 吹 信 一
夏 坂 修	後 藤 清 安	鹿 内 博	吉 田 ゆかり

医師確保や医師の地域偏在の解消に向けた施策の実施を求める
意見書

医療は国民の生活に欠かすことのできない重要なものであり、先の新型コロナウイルス感染症においても、十分認識されたところである。

本来、誰もが必要な医療を受けられる体制や、医療従事者の働き甲斐のある環境が求められるが、本県においては慢性的な医師の絶対数の不足（令和4年 厚生労働省統計：人口10万人対比でワースト7位）や地域間・診療科間の偏在が極めて顕著となり、「医療崩壊」の危機的状況にある。

医師の働き方改革や、今後の新興感染症等が発生した場合への対応など、本県のような医師少数県において継続的に地域医療を提供していくためには、医師をはじめ専門人材の確保が急務である。

このような中、国では昨年度末に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定し、順次対策に取り組むとしている。

本県ではこうした状況を打開するために、医師確保計画を策定し、奨学金制度やキャリア形成プログラム・キャリア形成卒前支援プログラムなど、医師の養成・確保に取り組むとともに、急速に進む高齢化に伴う医療需要の変化に対応するために地域医療構想を策定し、各地域で関係者による協議を行いながら、病床機能の分化・連携による効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けた施策を推進しているところである。

しかし未だに医師不足や地域間偏在の解消には至っておらず、地域間の「医師偏在指標」の格差を縮小するには、自治体での取組だけでは限界である。

よって国においては、本県の医療を担う医師の確保や地域間偏在の根本的な解消に向け、下記事項の施策を講ずるよう強く求める。

記

- 1 「医師偏在の是正に向けた総合的なパッケージ」の推進については、地域との協議の場を設けて地域の実情を十分に考慮したうえで行うこと。
- 2 臨床医の確保については喫緊の課題であるため、臨床研修プログラムの構築・運営や研修医の受け入れの際に生じる負担に対して必要な支援を行うこと。
- 3 わが県は医師少数県であるため、地域医療介護総合確保基金（医療分）については重点的な配分を行うとともに、柔軟な運用を認めること。
- 4 医師の働き方改革に対応しながら、医療提供体制を確保するためには大学病院によ

る地域への医師派遣機能を維持することが欠かせない。そのため、大学病院に対して十分な財源を確保すること。

- 5 県からの要請に基づく臨時定員増による地域枠拡大に伴い、大学医学部の専任教員の確保や、施設整備に掛かる経費に対して積極的な支援をすること。また、私立大学等経費補助や公立大学に対する地方財政措置についても同様の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月6日

青 森 県 議 会

国民のいのちを守るため、地域医療の経営の安定化支援を求める意見書

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年10月6日

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田 中 順 造 阿 部 広 悦 清 水 悦 郎 森 内 之保留
工 藤 兼 光 三 橋 一 三 山 田 知 丸 井 裕
山 谷 清 文 櫛 引 ムキ子 夏 堀 浩 一 工 藤 慎 康
高 橋 修 一 蛭 沢 正 勝 寺 田 達 也 齊 藤 爾
花 田 栄 介 谷 川 政 人 菊 池 勲 小比類巻 正規
和 田 寛 司 木 明 和 人 大 崎 光 明 福 士 直 治
成 田 陽 光 大 澤 敏 彦 工 藤 悠 平 井 本 貴 之
工 藤 貴 弘 田名部 定 男 今 博 鶴賀谷 貴
高 畑 紀 子 夏 堀 嘉一郎 小笠原 大 佑 川 村 悟
齐 藤 孝 昭 大 平 陽 子 北 向 由 樹 大 澤 祥 宏
安 藤 晴 美 吉 俣 洋 田 端 深 雪 伊 吹 信 一
夏 坂 修 後 藤 清 安 鹿 内 博 吉 田 ゆかり

国民のいのちを守るため、地域医療の経営の安定化支援を求める意見書

現在、地域にとって重要なインフラの一つである医療機関において、医師の地域偏在や医師不足などを起因とする収入の確保が困難な状況であることに加え、人件費の高騰、検査機器導入費や医療材料費、光熱費などの高騰により、経営は非常に厳しい状況に置かれている。

病院の診療報酬は令和6年6月に改訂されたものの、その改定率は0.88%にとどまり、病院経営の安定化に資するものとはなっていない。

一般社団法人日本病院会等の6病院団体が行った、令和6年「診療改定後の病院経営状況」の調査によれば、病床使用率はわずかに上昇したものの、医業利益率、経常利益率は悪化傾向が認められ、医業費用が医業収入を上回っており医業利益の赤字病院割合は69%、経常利益の赤字病院割合は61%となっている。

このままでは医療機関の経営が立ち行かなくなり、今後国民が必要な時に必要な医療を受けられなくなる恐れがある。

よって国においては、国民の「いのち」を守る医療機関が安定した経営を可能とし、必要な医療を提供できる環境を整えるため、下記項目について対策を講ずるよう強く求める。

記

- 1 診療報酬の改定の際は、賃金上昇や物価高騰に適切に対応できる仕組みとすること
- 2 診療報酬改定や新たな仕組みが導入されるまでの間、緊急的な財政支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月6日

青 森 県 議 会

◎ 発 議 案 採 決

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。発議第七号及び発議第八号は、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論はいずれも省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより発議案の採決をいたします。

発議第七号及び発議第八号、以上二件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

なお、意見書の取扱いについては本職に御一任願います。

◎ 議 員 派 遣

○議長（工藤慎康） 議員の派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第二百二十三条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して配付してありますとおり、派遣を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議員の派遣について

No. 1

派遣議員	田名部定男、今 博、鶴賀谷 貴、高畑 紀子、夏堀嘉一郎、小笠原大佑
派遣期間	令和7年10月22日から10月24日まで
派遣場所及び目的	1 岐阜県郡上市 小水力発電「石徹白水力発電所」の取り組みに関する調査 2 岐阜県美濃市 岐阜県立森林文化アカデミーでの林業振興施策の取り組みに関する調査 3 岐阜県岐阜市 岐阜市立荻洲中学校での学びの多様化学校の取り組みに関する調査 4 愛知県名古屋市中 （1）愛知県でのペロブスカイト太陽電池推進の取り組みに関する調査 （2）愛知芸術文化センターでの文化芸術活動の取り組みに関する調査

No. 2

派遣議員	徳引 ユキ子
派遣期間	令和7年11月10日
派遣場所及び目的	東京都千代田区 道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会出席

No. 3

派遣議員	田中 順造、阿部 広悦、工藤 兼光、徳引ユキ子、夏堀 浩一、高橋 修一、成田 陽光、夏堀嘉一郎、大澤 祥宏、庄端 深雪、後藤 清安、鹿内 博
派遣期間	令和7年11月11日 大澤 祥宏、田端 深雪 令和7年11月11日から11月12日まで
派遣場所及び目的	田中 順造、阿部 広悦、工藤 兼光、徳引ユキ子、夏堀 浩一、高橋 修一、成田 陽光、夏堀嘉一郎、後藤 清安、鹿内 博 東京都港区 第25回都道府県議会議員研究交流大会出席

令和7年10月6日

○議長（工藤慎康） 以上をもって議事は全部終了いたしました。

◎ 閉 会 挨拶

○議長（工藤慎康） 知事の御挨拶があります。——知事。

○知事（宮下宗一郎） 県議会第三百二十三回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今回の議会におきましては、去る九月十七日開会以来、本日まで二十日間にわたり本会議に提案いたしました令和七年度青森県一般会計補正予算案など二十四件の議案につきまして慎重な御審議をいただき、閉会中の継続審議となりました決算の認定を求める件など、六件の議案を除き、それぞれ原案のとおり、御議決並びに御同意をいただき、誠にありがとうございました。

その執行に当たりましては、審議の過程において、議員各位からいただきました御意見を十分尊重し、最善の効果を収められるよう誠意を持って努力してまいりたいと思いますので、何とぞ一層の御協力をお願い申し上げます。

以上、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉 会 宣 告

○議長（工藤慎康） これをもって第三百二十三回定例会を閉会いたします。

午後一時五十分閉会